

一般財団法人 岡山県サッカー協会

名義共催・名義後援 申請について

1. 趣旨

一般財団法人岡山県サッカー協会は、サッカーおよびスポーツの普及振興に資する公益性のある事業に対し、名義共催または名義後援を行います。本案内は、申請を希望する団体の皆様に向けた手続きと基準をまとめたものです。

2. 名義共催と後援の違い

- ・ **共催**：協会が事業の一部を担い、責任を分担します。
- ・ **後援**：協会は名義を貸すのみで、運営責任は主催者にあります。

3. 申請できる団体・事業

【対象となる団体】

- ・ 政治的、宗教的、反社会的団体でないこと
- ・ 公益性のある活動実績を持つ団体

【対象となる事業】

- ・ サッカーの普及振興、青少年育成、地域貢献に資するもの
- ・ 無料事業は原則承諾
- ・ 有料事業は参加費が実費程度であり、公益性が認められる場合に限り承諾
- ・ 営利目的、政治・宗教色の強い事業は不可

4. 提出書類

1. 後援・共催申請書（協会所定様式）
2. 事業要項・開催計画書（日時・場所・対象・実施体制を明記）
3. 団体概要（規約、役員名簿、所在地、連絡先）
4. 予算書・収支計画（有料事業の場合必須）
5. 会場使用許可証や借用申請書の写し（必要に応じて）
6. 保険加入計画（スポーツ保険や傷害保険など）
7. 広報計画書（ポスター・チラシ等の案を含む場合あり）

5. 提出期限と送り先

事業開催日の **1か月前まで** に協会事務局へご提出ください。

送り先：一般財団法人岡山県サッカー協会事務局 宛
(〒700-0985 岡山市北区厚生町 3-1-15 岡山商工会議所ビル 6F)

6. 審査と承認

申請内容を審査し（約10日程度を想定）、承認の可否を行います。

7. 承認後の義務

- ・ 名義表記は「一般財団法人岡山県サッカー協会 共催（または後援）」としてください。
- ・ 途中で変更が起こった場合は、別途「変更申請」を提出してください。
- ・ 事業終了後、報告書（参加人数、収支概要、成果報告）を提出してください。（事業終了後1か月）
- ・ 不適切な事案が発生した場合は承認を取り消すことがあります。

8. 注意事項

- ・ 協会は名義使用に伴う事故やトラブルについて一切責任を負いません。
- ・ 同種事業が多数申請された場合、協会の方針により承認を制限することがあります。